資料２

# 入間市印鑑条例新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （登録資格）<br>第２条　市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。<br>２　前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。<br>(1)　15歳未満の者<br>(2)　意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） | （登録資格）<br>第２条　市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。<br>２　前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。<br>(1)　15歳未満の者<br>(2)　成年被後見人 |
| （登録印鑑の制限）<br>第６条　略<br>２　市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 | （登録印鑑の制限）<br>第６条　略<br>２　市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 |
| （印鑑登録原票）<br>第７条　市長は、第５条の規定により印鑑の登録をした者について、次に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を備えるものとする。<br>(1)～(3)　略<br>(4)　住所、氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては当該通称）、外国人住民に係る住民票 | （印鑑登録原票）<br>第７条　市長は、第５条の規定により印鑑の登録をした者について、次に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を備えるものとする。<br>(1)～(3)　略<br>(4)　住所、氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製 |

| | |
|---|---|
| の備考欄に氏名の片仮名表記の記載がされている場合にあつては当該氏名の片仮名表記及び出生の年月日 | する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏）、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては当該通称、外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名表記の記載がされている場合にあつては当該氏名の片仮名表記及び出生の年月日 |
| (5)　略 | (5)　略 |
| 2　略 | 2　略 |
| （印鑑登録の抹消） | （印鑑登録の抹消） |
| 第15条　市長は、本市において印鑑の登録をしている者について次の事由のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 | 第15条　市長は、本市において印鑑の登録をしている者について次の事由のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 |
| (1)～(3)　略 | (1)～(3)　略 |
| (4)　外国人住民に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記の変更により、登録されている印鑑が、氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されているものでなくなつたとき。 | (4)　外国人住民に係る住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記の変更により、登録されている印鑑が、氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されているものでなくなつたとき。 |
| (5)　新たに後見開始の審判を受けたとき。 | (5)　後見開始の審判を受けたとき。 |
| (6)　略 | (6)　略 |
| 2　略 | 2　略 |